

## ＜特許庁委託事業＞

### 「台湾知財セミナー ～改正専利(特許・意匠)法・商標法の全てが解る！～」

近年、台湾では、知的財産権関連法の制度整備並びに模倣品・海賊版の取締強化が進められており、その一環として、2009年中に専利法(日本の特許法、意匠法等に相当)と商標法の大幅な改正が予定されております。

財団法人交流協会では、台湾における専利法・商標法の改正動向を日本においていち早く皆様にご紹介するため、智慧財産局(日本の特許庁に相当)より法改正の責任者である局長をお招きし、台湾知財セミナーを開催いたします。法案改正の責任者から直接話を伺うことができる、またとない機会ですので、是非ご参加ください。

#### 記

1. 日 時: 2009年9月7日(月) 13:30～16:50(受付開始13:00)
2. 場 所: 東海大学校友会館(霞が関ビル35階) 富士の間(定員100名)  
東京都千代田区霞が関3-2-5 TEL:03-3581-6041(大代表)
3. プログラム:
  - 13:30～13:40 開会挨拶 財団法人交流協会 専務理事 井上 孝
  - 13:40～14:40 「台湾・智慧財産局の専利業務の概況紹介」  
経済部智慧財産局専利一組 組長 鍾士偉(中国語及び逐次通訳)
  - 14:40～14:50 休憩
  - 14:50～16:30 「台湾の専利法及び商標法の改正について」  
経済部智慧財産局 局長 王美花(中国語及び逐次通訳)
  - 16:30～16:50 全体質疑
4. 参加費用: 無料(当日はお名刺を頂戴いたします。)
5. 申込方法: 参加申込書にご記入の上、**9月2日(水)までにFAXにてご返送ください。**  
※ 定員に達した場合は締め切らせていただきます。なお、参加不可になった方にのみ、当協会より事前にご連絡しますので、予めご了承下さい。
6. 主 催: 財団法人交流協会
7. そ の 他: ご希望の方へ、当協会発行の以下の報告書(日本語)を会場にて配布します。  
○「台湾模倣対策マニュアル別冊～特許訴訟を主題とした知的財産案件の民事訴訟プロセス～」  
○「台湾における特定技術分野の専利審査基準～ソフトウェア、医薬、生物、漢方薬～」
8. 問い合わせ先: (財)交流協会 貿易経済部 担当:北城(きたじょう) TEL:03-5573-2600(ex.32)

#### 申込書

宛先: (財)交流協会 貿易経済部(FAX:03-5573-2601)

お申し込み日: 月 日

### 2009年9月7日(月) 台湾知財セミナー 参加申込書

貴社名:

TEL:

FAX:

参加者ご氏名

所属部課名

1.

2.

◆講師略歴:



◆ 王美花 (Wang, Mei-Hua)

1958年生まれ。台湾・經濟部智慧財産局長。

1980年(台湾)国立台湾大学法学部を卒業。經濟部訴願委員会組長、經濟部中央標準局(基準局)專利処副処長を経て、1999年經濟部智慧財産局法務室主任に着任。智慧財産局において專利三組組長、專利一組組長、商標権組組長、副局長を経て現職。

現在進められている專利法・商標法改正の陣頭指揮を執るなど、法制度や審査基準について智慧財産局内で最も精通しているエキスパート。



◆ 鍾士偉 (Chung, Shih Wei )

1964年生まれ。台湾・經濟部智慧財産局專利一組組長。

1987年(台湾)輔仁大学法律学部を卒業。銓敘部特審司(日本の人事院に相当)、經濟部訴願委員会を経て、2000年經濟部智慧財産局專利三組組長に着任。智慧財産局において業務電子化プロジェクトチーム専門委員、法務室主任を経て現職。

台湾の知的財産権に精通した行政官として活躍、現在に至る。

◆会場案内:

東海大学校友会館 (東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル35階)



- <銀座線> 虎ノ門駅 出口5番、11番より徒歩3分
- <千代田線・日比谷線> 霞ヶ関駅 出口A13番より徒歩7分
- <丸の内線> 霞ヶ関駅 出口A4より徒歩8分
- <南北線> 溜池山王駅 出口8より徒歩5分
- <有楽町線> 桜田門駅 出口2より徒歩6分